

令和3年度第1回浜松市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 : 令和4年3月7日(月)午後2時30分～午後3時40分
会 場 : 浜松市役所北館1階 101会議室
出 席 者 : 山下昭一会長、吉田麻子代理、浦田芳孝代理、鈴木孝一委員、
藤田かつ太郎委員、山田公乃委員、藤田守康代理、鈴木篤人代理、
新垣賀規委員、渡辺貴史特別委員
欠 席 者 : 野田由佳里副会長、二橋眞州男委員、大西優二委員、伊達典男委員
刑部晶彦特別委員

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 運行状況報告《資料-1》

運行状況報告一覧に基づき事務局より説明

(2) 登録事項変更届出報告《資料-2》

登録事項変更届出報告に基づき事務局より説明

【質疑応答】

鈴木委員：事務局からの説明で、二極化しているという部分で、実際に減少している事業所について、活動状況に問題点等があれば教えていただきたい。

事務局：北区のくるみ共同作業所とすだちに関しては、実績が少ない要因として運転者が少ないこと、コロナの影響で利用者も少なくなっている。両事業所とも車両増と人員増を検討しており、今後体制を整えていくと説明を受けている。外出アシストにんじんは、コロナ禍において利用者が外出に対して二の足を踏んでいることにより、なかなか利用に結び付かないと説明を受けている。

鈴木委員：事業者には利用者がより安心して利用できる体制づくりについて、今後の課題として考えていただきたい。

(3) 令和3年度福祉有償運送運航団体の実態調査報告《資料-3》

実態調査報告に基づき事務局より説明

【質疑応答】

浦田代理：資料3の5項の「ア 福祉有償運送の必要性」について、「市中心部より遠く、公共交通機関の便もあまり良くないため公共交通機関利用不能者である会員と家族にとって、力強い存在となっている。」ということだが、この意見は、市街地から遠い事業者の意見だったのか。

もう1点。運転手の確保が課題であると説明を受けたが、福祉有償運送の必要性の説明の中に、「十分な福祉に関する知識や技術を持つ福祉のプロでないと移送が難しい」とあるが、運転手に福祉に関する高いレベルが求められていることが、運転手の確保が難しい要因となっているのか。

事務局：1点目については、事業者が中心部より遠い北区の事業所であると思われる。

2点目、運転手の確保に関しては、技術的な要件としてハードルが高いということではなく、浜松市のガイドラインの要件としては70歳以下、第一種免許で過去2年間無事故・無違反であること等で運転手として登録が可能である。ネックは、ボランティアとして運営を支援する側面もあることから低報酬であること等が考えられる。

吉田代理：質問ではないが、道路交通法について警察から周知依頼があった。昨年千葉県でトラックが飲酒運転により小学生の列に突っ込む事故が起きたことにより、自動車を一定数以上持つ事業所の安全運転管理者の業務が拡大することになった。拡大内容としては、今年4月からは、目視や運転者の状態の確認をそれぞれ運転の前だけでなく、運転後にも確認することが義務化される。これは運転に出た後に途中で飲酒をしたという事例があったため、運転後にも確認をするということが追加された。道路交通法により、安全運転管理者を置く必要がある事業所に関しては、運転後の確認が必要になるので注意が必要である。安全運転管理者の選任は、乗車定員11名以上の車1台所有またはそれ以外の自動車5台以上所有している所となるため、浜松市では、外出支援センターガイドネットのみ該当する。

2つ目の義務の拡大は、今年10月からは、運転手を目視で確認を、アルコール検知器を用いて必ず行うということに変更される。仮に該当したとしても、アルコールチェッカーを使って確認していると思うので大丈夫かと思うが、こちらは自家用車を使う方も義務化されるので、気を付けていただきたい。

事務局：その通知は、市に通知がくるのか、事業所に直接通知されるのか。

吉田代理：昨年12月に、支局から交通部局にメールで送付し、福祉部署にも展開するよう依頼させていただいた。自家用有償運送も行う団体には直接郵送にて警察からの案内通知を送付させていただいた。今年4月からということで、承知されていることと思うが、該当する事業者には何かの機会に伝えていただきたい。

会長：利用者の声を聞いていただいた中で、利用者として特にこうしてほしいというような要望はなかったか。

事務局：特にありません。

(4) 新規・更新登録の申請に伴う協議《資料-4》(非公開)

新規登録 (アルス・ノヴァULTRA) 資料に基づき事務局より説明

【協議結果】

協議会として合意

更新登録（NPO法人すだち） 資料に基づき事務局より説明

【協議結果】

協議会として合意

（５）收受する対価の変更に伴う審議《資料-5》（非公開）

外出支援センターガイドネット

資料に基づき事業者より説明

【協議結果】

協議会として合意。

4. その他

事務局より事務連絡

- ・議事録の確認依頼について
- ・次年度の第1回の開催は8月頃を予定

5. 閉会